

第2章 登録販売事業者

1. 販売事業の登録（法第3条第2項）

提出書類

- ① 液化石油ガス販売事業登録申請書 ----- 様式 1
- ② 貯蔵施設の配置図
- ③ 貯蔵施設の構造図
- ④ 貯蔵施設の付近の状況を示す図面
- ⑤ 貯蔵施設を持たない場合は、その適合内容を証する書面
- ⑥ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量 ----- 様式 2
- ⑦ 損害賠償の支払い能力を証する書面
 - a. 全国エルピーガス保安共済事業団の付保証明 ----- 様式 3
 - b. a 以外の場合 ----- 様式 4
- ⑧ 定款（法人の場合）
- ⑨ 登記簿の抄本（法人の場合）
- ⑩ 欠格事由に該当しないことを誓約した書面
 - a. 個人の場合 ----- 様式 5
 - b. 法人の場合 ----- 様式 6
- ⑪ 販売所の案内図
- ⑫ 貯蔵施設の技術上の基準に関する説明書 ----- 様式 7
- ⑬ 手数料

留意事項

液化石油ガスの販売事業の登録を受けようとする場合に提出します。

- ① 販売事業の登録に係る貯蔵施設は、貯蔵量が3トン未満のものに限ります。尚、3トン以上の場合は、法第36条第1項に基づく許可が必要となります。
- ② 提出書類⑤は、具体的には高圧ガス保安法による製造許可指令書の写し、配送委託契約書の写し等をいいます。
- ③ 貯蔵施設を持たない場合は、提出書類②～④及び⑫を提出する必要はありません。
- ④ 保安業務を全て保安機関に委託する場合を除き、保安機関の認定申請も併せて行ってください。
- ⑤ 業務主任者等選任（解任）届書（様式16）を併せて提出してください。
- ⑥ 提出書類①（様式1）中、「3 保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地」は、現に保安業務を行う事業所のことをいい、支店、営業所が行う場合はその事業所の名称及び所在地を記載してください。又、販売所ごとに記載してください。
- ⑦ 提出書類⑦のうち様式3は、（社）岐阜県エルピーガス協会が発行しますので、協会にお問い合わせください。

※ 「販売所」とは、通常の場合において取引（契約）が成立する所をいい、その場所からさらに他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるような事情があっても、その場所において取引が成立する限り、当該場所は販売所となります。（通達法律第3条関係）

2. 変更の届出（法第8条）

提出書類

- ① 液化石油ガス販売所等変更届書 ----- 様式 8
- ② 変更事項を説明又は証する書類

留意事項

液化石油ガス販売事業者は、登録申請時の登録事項（法第3条第2項第1号～第5号）に変更が生じた場合、登録行政庁に変更の届出を提出しなければなりません。

- ① 届出が必要な事項
 - a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. 販売所の名称及び所在地
 - c. 貯蔵施設の位置及び構造
 - d. 保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地
 - e. 損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置
- ② 販売所を新設した場合も、液化石油ガス販売所等変更届書の対象となります。業務主任者等選任（解任）届書（様式16）を併せて提出してください。なお、販売所を新設した場合は、損害賠償の支払い能力の変更が必要となります。
- ③ 変更の内容は、変更事項を対比して記入してください。
- ④ 提出書類②の「変更事項を説明又は証する書類」とは、貯蔵施設を変更した場合は「販売事業の登録」提出書類の②～④及び⑫、貯蔵施設を持たない理由を変更した場合は⑤、損害賠償の支払能力を変更した場合は⑦、法人の代表者を変更した場合は⑨としてください。
- ⑤ 販売所の新設等により主となる販売所が変更となった場合であっても、変更届書の提出先は、登録を行った振興局又は市町村としてください。
- ⑥ 市町村の登録を受けた販売事業者が他の市町村（一部事務組合等で複数の権限移譲済み市町村の事務を行っている場合は、当該市町村以外の市町村をいう。以下、同じ。）に販売所を新設することにより、振興局の所管となる場合は、新規登録は不要で、登録行政庁変更届（様式14）を登録を受けた市町村に提出してください。又、登録行政庁変更届には、提出しようとする変更届の写しを添付してください。
- ⑦ 販売所を新設した場合及び上記a. b. を変更した場合は、損害賠償の支払い能力の変更も行う必要があります。
- ⑧ 個人商店から法人に変更する場合は、変更届ではできません。新たな登録と個人事業の廃止届けが必要となります。
- ⑨ 保安機関側の都合により変更となった場合でも、変更の届出は、販売事業者として行う必要があります。又、保安業務区分ごと及び販売所ごとに保安機関を変更した場合にも、届出が必要です。
尚、保安機関を変更した場合は、遅滞なく、一般消費者等に対し、14条書面を再交付（保安機関名・住所・連絡の方法）する必要があります。

3. 承継の届出（法第10条第3項）

提出書類

- ① 液化石油ガス販売事業承継届書（甲） ----- 様式 9
- ② 液化石油ガス販売事業承継届書（乙） ----- 様式 10
- ③ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（事業の全部譲渡の場合） ----- 様式 11
- ④ 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書（相続人が2人以上の場合） ----- 様式 12
- ⑤ 液化石油ガス販売事業者相続証明書（相続人が1人の場合） ----- 様式 13
- ⑥ 液化石油ガス販売事業者事業承継証明書（分割による事業の全部承継の場合） --- 様式 13の2
- ⑦ 譲渡を証する書面（事業の全部譲渡の場合）
- ⑧ 戸籍謄本（個人の場合）
- ⑨ 登記簿の謄本（法人の場合）
- ⑩ 欠格事由に該当しないことを誓約した書面
 - a. 個人の場合 ----- 様式 5
 - b. 法人の場合 ----- 様式 6

留意事項

被承継者の液化石油ガス販売に係る事業の全てについて譲り受ける場合、又は、個人事業主が死亡若しくは引退し、相続人が事業を承継する場合には行います。

- ① 承継は事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

※ 法第10条は、事業の全部の譲り渡し又は相続若しくは合併があった場合を新規の登録の特例として認めているものです。例えば、一部の販売所に係る事業の譲り渡しの場合は、販売事業の登録又は販売所等の変更の届出が必要となります。

事業の全部の譲り渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係る全ての事業について譲り渡すことであり、全ての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいいます。

- ② 承継に伴って販売所の名称変更があった場合は、届書にその旨を付記してください。
- ③ 承継届書は、承継事業者と被承継事業者の所管行政庁が同一で、所管行政庁に変更がない場合は、様式9（甲）のみを当該行政庁へ届け出ます。所管行政庁が異なり、所管行政庁が変更となる場合は、被承継事業者の所管行政庁に様式10（乙）を承継後の販売所の分布に基づく新所管行政庁へ様式9（甲）を届け出ることになります。

<例>

承継事業者の所管	被承継事業者の所管	承継後の所管	届書(甲)	届書(乙)
A市	A市	A市	○	
A市	B市	岐阜県(振興局)	○	○
A市	C振興局	C振興局	○	○
C振興局	D振興局	C振興局	○	
経済産業省	岐阜県(振興局)	経済産業省	○	○

- ④ 譲渡を証する書面とは、譲渡契約書、売買契約書等をいいます。
- ⑤ 販売事業者が、合併又は譲り受けにより販売事業者の地位を承継する場合は、承継届書の提出先は、承継者である販売事業者の登録を行った振興局又は市町村となります。
- ⑥ 承継により主となる販売所が変更となった場合であっても、承継届書の提出先は登録を行った振興局又は市町村となります。
- ⑦ 承継者が液化石油ガス販売事業者でない場合は、登録番号も承継します。

4. 登録行政庁変更の届出（法第6条）

提出書類

- 登録行政庁変更届書 ----- 様式 14

留意事項

液化石油ガス販売事業者の登録を受けた者は、登録を受けた後、登録行政庁を越えて販売所を変更する場合は、変更予定先の行政庁に対し登録申請を行い、旧登録行政庁に対して登録行政庁変更届を提出しなければなりません。

登録行政庁変更届が必要なのは次の場合です。（承継の場合を除く。）

- a. 販売事業者が、県内の販売所を廃止し、他県に販売所を設置したとき。
- b. 販売事業者が、登録した市町村内の販売所を廃止し、他市町村に販売所を設置したとき。
- c. 販売事業者が、県内に加え、他県の区域内にも販売所を有することとなったとき。
- d. 販売事業者が、登録した市町村内に加え、他市町村の区域内にも販売所を有することとなったとき。

<例>

旧販売所所在地	変更後 販売所所在地	登録申請先	登録行政庁変更届 提出先
岐阜県	愛知県	愛知県	岐阜県
A市	B市	B市 (又は岐阜県(振興局))	A市
岐阜県	岐阜県・愛知県	中部近畿産業保安監督部	岐阜県
A市	A市・B市	岐阜県(振興局)	A市

5. 廃止の届出（法第23条）

提出書類

- 液化石油ガス販売事業廃止届書 ----- 様式 15

留意事項

液化石油ガスの販売事業を廃止する場合には行います。

尚、事業の廃止は、全販売所における業務を廃止した場合であり、複数ある販売所のうち一部の販売所を廃止する場合は、液化石油ガス販売所等変更届書（様式8）により届け出るようになります。

6. 業務主任者等の選（解）任の届出（法第19条第2項）

提出書類

- ① 業務主任者等選任（解任）届書 ----- 様式 16
- ② 免状等の写し
- a. 業務主任者の場合 ----- 第2種販売主任者免状
- b. 業務主任者の代理者の場合 ----- 第2種販売主任者免状又は代理者講習修了証

留意事項

販売事業者は、販売所ごとに一般消費者等の数に対応した人数以上の者を業務主任者に選任し、併せて販売所ごとに1人以上の業務主任者の代理者も選任し、その職務を行わせなければなりません。又、業務主任者及び業務主任者の代理者を選任（解任）したときは、登録行政庁へ選任（解任）届けを行わなければなりません。

- ① 必要な業務主任者数は、販売所の一般消費者等の数が1,000未満の場合は1人、1,000以上3,000未満の場合は2人、以後2,000増すごとに1人を加算した人数以上です。
- ② 業務主任者は販売所ごとに選任が必要ですが、次の場合は兼任が可能です。
- a. 兼任は3販売所以内であること。
- b. 一般消費者等の数の合計が1,000未満であること。
- c. 販売所が相互に60分以内に到達できる範囲にあること。
- ③ 業務主任者の代理者は、兼任することはできません。必ず、販売所ごとに1名以上選任してください。複数名選任した場合は、優先順位をつけてください。
- ④ 業務主任者等に選任できる資格者は、次のとおりです。
- a. 業務主任者は、第二種販売主任者免状の交付を受け、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有する者
- b. 業務主任者の代理者は、業務主任者と同様の免状・経験を有する者、又は、業務主任者の代理者講習を修了し、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有し、且つ、18歳以上の者

7. 業務報告（規則第132条）

提出書類

- 液化石油ガス販売事業報告 ----- 様式 17

留意事項

- ① 提出は、毎事業年度終了後3ヶ月以内です。
- ② 報告書の記載は次のとおりとしてください。（様式17 記載方法）
 - a. 「委託先の保安機関の名称及び認定番号」は、自ら行っている場合は、自社の名称と認定番号を記載する。
 - b. 初回の消費設備調査を委託し、再調査は自ら行っている場合は、初回調査を委託している保安機関と再調査を行う自社について記載する。この場合、自社の委託している一般消費者等の数は顧客数とする。
 - c. 「委託している一般消費者等の数」は、その年に調査等を行う数ではなく、1回の実施周期を通じて委託している数とする。
 - d. 複数の保安機関に委託している場合、又は委託もしているが自らも実施している場合は、委託している一般消費者等の数を保安機関ごとに記載する。

8. 販売事業者登録簿謄本の交付、閲覧（法第3条の2第3項）

提出書類

- ① 液石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書 ----- 様式 18
- ② 手数料

留意事項

登録簿謄本の交付、閲覧とも1事業者ごとに請求が必要です。